

自然公園等工事特記仕様書（自然公園編）

I 工事概要

1. 工事名：令和5年度京都御苑苑路修繕工事
2. 工事場所：京都府京都市上京区京都御苑（京都御苑内）
3. 工期：契約日から令和6年3月22日まで
4. 工事内容：土工 一式
舗装工 一式
撤去工 一式
仮設工 一式

II 適用

1. 本特記仕様書は、「自然公園等工事共通仕様書（自然公園編）」（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事に適用する。
2. 本工事の施工に係る一般事項は、共通仕様書による。
3. 追加事項が必要な場合には、空欄部分に記載する。
4. 以下の項目は、該当する□欄に「レ」の付いたものを適用する。

III 適用基準等

- (1) 自然公園等工事共通仕様書（自然公園編）（環境省）
- (2) 自然公園等工事施工管理基準（環境省）
- (3) 自然公園等工事提出書類様式集（環境省自然環境局自然環境整備課）
- (4) 京都御苑内作業規程（環境省自然環境局京都御苑管理事務所）

IV 特記事項

1. 地域事項の概要

- (1) 文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地
- (2) 都市計画法による都市計画公園、第2種住居地域、特別用途地区（京都御苑国際文化交流促進・歴史的環境保全地区）
- (3) 災害対策基本法による広域避難場所
- (4) 京都市市街地景観整備条例による歴史遺産型美観地区
- (5) 京都市眺望景観創生条例による視点場（境内）
- (6) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による鳥獣保護区
- (7) 京都市屋外広告物に関する条例による禁止区域

2. 一般共通事項

- (1) 工事完成図のサイズは（□A1、A3、□ ）とする。
- (2) 工事完成図はCADで作成し、CADデータの提出は（必要、□不要）とする。
- (3) 工事写真は、（A4版、□版）の工事写真帳に整理して1部提出する提出する

こととし、写真はカラーでサービスサイズ程度とする。なお、監督職員と協議のうえ電子納品のみとする場合は、この限りではない。

- ☑ (4) 「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」(グリーン購入法)に基づく、環境物品等の調達の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)(環境省ホームページに掲載(毎年2月改正))において位置づけられた、「特定調達品目」の調達の実績(設備及び公共工事)について、当該年度の調達実績集計表(物品・役務及び公共工事)を環境省ホームページからダウンロードのうえ、Excelファイルで作成し、提出する。
- ☑ (5) 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、国立公園等施設への木材利用量について、木材利用実績調査要領により、Excelファイルで作成し、提出する。
- ☑ (6) 本特記仕様書記載外の事項又は疑義が生じた場合は、監督職員と協議のうえ指示に従うこと。
- ☑ (7) 本工事の施工に関して不明な点または、図面、設計書、仕様書で判断のつかない場合は、監督職員と協議のうえ指示を受けること。
- ☑ (8) 工事中に埋蔵遺物等が発見された場合には直ちに工事を中断し、監督職員に報告すること。

3. 施工条件

(1) 工事全般関係

- ☑ ①本工事は、建設工事における週休2日制の試行対象工事である。
- ☑ ②週休2日の考え方
 - (1) 現場施工期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められること(年末年始6日間と夏期休暇3日間は除く)
 - (2) 現場施工期間内には、工事着手日から工事完成日までの期間のうち工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。
 - (3) 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。
なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。
 - (4) 現場閉所日数とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- ☑ ③総合工事行程表の作成
 - 受注者は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、総合工程表を作成する。
 - 総合工事工程表を作成するに当たっては、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等のほか、建設工事に従事する者の週休2日の確保等、下記の条件を適切に考慮する。

- (1) 建設工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏期休暇）の確保
- (2) 建設業者が施工に先立って行う労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等の「施工準備期間」
- (3) 施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」
- (4) 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数

④工事工程の共有

- (1) 試行工事において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスを共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。
- (2) 円滑な協議を行うため、施工当初において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注者で共有するものとする。
- (3) 工事工程の共有に当たっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者）を含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。
- (4) 工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有すること。また、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うものとする。

⑤現場閉所の達成状況及び精査

現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合は、請負代金のうち、建築・設備工事については労務費、土木工事については各諸経費の補正分を減額して請負代金額の変更を行うものとする。（労務費及び各諸経費の補正分は入札説明書等による。）

(2) 工程関係

①影響を受ける他の工事

- a. 工事名・発注者：
- b. 制約内容：

②自然的・社会的条件による制約

③関連機関との協議による制約

- a. 関連機関：京都市文化財保護課
- b. 制約内容：埋蔵文化財調査
- c. 未成立の場合における成立見込時期：協議による

④占用物件（地下物件、架空線など）・埋蔵文化財等の事前調査・移設

⑤特殊工法に伴う設計工程上の作業不能日数

(3) 用地関係

①用地の取得未了

②保安林解除や用地規制等

- ③官民境界の未確定部分
- ④用地の借地及び官有地等の使用

(4) 環境対策関係

- ①自然環境及び景観等保全のための制約
- ②公害防止のための制限
- ③水替、流入防止施設
- ④濁水、湧水等の特別処理
- ⑤事業損失懸念

(5) 安全対策関係

- ①交通安全施設等の指定
- ②交通誘導警備員の配置
- ③対策をとる必要がある他施設との近接工事
- ④防護施設等
- ⑤保安設備及び保安要員の配置
 - a.対象工種：全工種
 - b.対象箇所：施工範囲
 - c.対象期間：工事期間
 - d.対象要因：利用者の侵入（夜間含む）
- ⑥発破作業等の制限
- ⑦有害ガス及び酸素欠乏等の対策
- ⑧高所作業の対策
- ⑨砂防工事の安全確保対策

(6) 工事用道路関係

- ①一般道路の搬入路使用
- ②仮道路の設置
- ③工事用道路の使用制限

(7) 仮設備関係

- ①他の工事に引き継ぐ場合
- ②引き継いで使用する場合
- ③構造及び施工方法の指定
- ④設計条件の指定
- ⑤除雪

(8) 建設副産物関係

- ①建設副産物情報交換システムの活用
監督職員への報告は、当該システムで作成した再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）により行うものとする。
- ②建設発生土情報交換システム登録対象

受注者は、発注者が当該システムに登録した情報について、発注後情報の更新を行うものとする。

③再生資材の活用の明示

- a.資材名：再生クラッシュラン b.規格：RC-40
c.使用箇所：下層路盤 d.その他：

④建設リサイクル法対象工事

a. 本工事は、特定建設資材を用いた建設物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という）施行令又は都道府県が条例で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

b. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法		
工程	作業内容	分別解体等の方法
仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業、 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
土工	土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業、 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業、 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業、 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業、 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
その他（舗装撤去）	その他の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業、 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

c. 特定建設資材廃棄物の搬出

再資源化等をする施設の名称及び所在地		
特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
がれき類（コンクリート）	(株)Wood Life Company	京都市南区東九条南松田町 34

d. 受注者は、特定建設資材の分別解体・再資源化等が完了したときは、建設リ

サイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

- ⑤建設発生土の受入地への搬出
- a.搬出箇所・距離：京都御苑内・9.8km b.受入地名：株式会社白川工業
- c.受入条件：再資源化 礫質土 d.その他：
- ⑥建設発生土の他工事への搬出
- ⑦他工事からの建設発生土利用
- ⑧土壌汚染対策法の届出
- ⑨植物発生材の処理及び受入

(9) 工事支障物件関係

- ①占用物件等の工事支障物件

(10) 薬液注入関係

- ①薬液注入

(11) イメージアップ経費

- ①率計上内容
- ②積上計上内容：

(12) その他

- ①工事用資機材の保管及び仮置き（製作工事及び他工事との工程調整等）
- a.資機材の種類： b.数量：
- c.保管・仮置き場所： d.期間：
- e.保管方法： f.積込・運搬方法：
- g.機械の分解・組立等ある場合の回数：
- h.その他：監督職員との協議による
- ②工事現場発生品
- ③支給品・貸与品
- ④新技術・新工法・特許工法の指定
- ⑤指定部分の引き渡し
- ⑥部分使用
- ⑦給水
- ⑧現場事務所・現場休憩所等（テントを含む）の設置
- 可 設置条件：監督職員と協議による
- 不可 想定休憩場所等：

- ⑨監督職員事務所の設置
- ⑩工事用水及び工事用電力の構内既存設備
 - a.工事用水：利用できる（有償、無償）、利用できない
 - b.工事用電力：利用できる（有償、無償）、利用できない
- ⑪資材置場や作業場等
 - a.場所：
 - b.期間：
 - c.制限内容：
 - d.その他：監督職員と協議による

4. 土工

- (1) 土砂のダンプトラック運搬に関しては、必ずシート掛けを行う。
- (2) 土砂を仮置きする場合は、降雨等により周辺の植生帯に流失し、植物に影響を及ぼすことのないように、シート掛け等の適切な対策を講じる。
- (3) 植生保護及び土壌の固結防止を図るため、以下に場所においては重機等の出入りは避ける。（図示： 、 苑地内（舗装路を除く））
- (4) 土工における運搬および敷均し等については、含水比の高い状態で作業を行ってはならない。
- (5) 搬入する土砂は、地域生態系保全の観点から、以下の条件のものとする。
（条件： ）
- (6) 掘削時には埋蔵文化財の立会調査を実施する為、事前に監督職員と協議すること。掘削深度、掘削幅は指定の規格を超えないよう確認しながら行うとともに既設配管等に十分注意すること。

5. 無筋・鉄筋コンクリート

- (1) 鉄筋の種類は下記による。

鉄筋名称	種類	径(mm)	適用箇所
異形鉄筋	SD295A		
	SD345		
	SD390		
溶接金網			

- (2) 鉄筋の継手方法は以下のものとする。
 - ①重ね継手：部位（ ）、径（ ）
 - ②ガス圧接：部位（ ）、径（ ）
 - ③ ：部位（ ）、径（ ）
- (3) 鉄筋圧接完了後の試験は以下のものとする。
（超音波試験、引張試験）

- (4) 鉄筋コンクリートの設計強度は下記による。

設計基準強度 $F_c(N/mm^2)$	スランプ	適用箇所

- (5) 無筋コンクリートの設計強度は下記による。

設計基準強度 $F_c(N/mm^2)$	スランプ	適用箇所

- (6) セメントの種類は下記による。

種類	適用箇所
普通ポルトランドセメント	
高炉セメント	
フライアッシュセメント	

- (7) コンクリートミキサーの清掃により生じる汚濁水は、公園区域外に搬出し適正に処理する。

6. 材料

- (1) 以下の工事材料は、見本又は品質を証明する資料について、工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受ける。
(JIS マーク表示品以外全て、)
- (2) 植栽材料については、納入前後どちらかで材料検査をする。また、監督職員の指示があった場合は、納入樹木の根巻きを一部取り外す等により根の状況を確認し、承諾を得ること。
- (3) 樹木の形状寸法は最小限度を示し、工事完成時点のものを言うが、その許容上限は監督職員と協議のうえ決定する。
- (4) 木材の加圧保存処理は、JIS A 9002「木質材料の加圧式保存処理方法」に準拠すること。また、使用薬剤等については以下のとおりとする。
①薬剤指定：有（図面に記載のとおり）、無（条件： ）
②性能区分： JAS： 、 AQ：
- (5) 木材のインサイジング加工は、製材の日本農林規格による。また、インサイジング機は、一般社団法人全国木材検査・研究協会において認定された機種を使用する。
- (6) 木材の加圧処理材を現場において切断等の加工を行う場合は、加工した部分に表面処理用木材保存剤（（公）日本木材保存協会(JWPA)認定薬剤）で野外での使用が可能な薬品）を塗布する。
- (7) 木材の仕上げは、図面に記載のない限り、角材はプレーナー仕上げ及び丸太は円柱仕上げを標準とする。

- (8) 木材の端部及び角部は図面に記載のない限り面取りを施すこととし、面取り幅等については監督職員と協議する。
- (9) 木材の背割り加工は、図面に記載のない限り、材の厚みの 1/2 までとする。
- (10) 工事現場搬入時における木材の含水率を指定する場合は、同一試験試料から採取した試験片の含水率の平均値が以下の数値以下とする。
(人工乾燥処理： %、 天然乾燥処理： %)
- (11) 透水性自然色アスファルト舗装の仕様は以下のとおりとする。
施工厚さ：50mm
アスファルト混合物：開粒度アスコン 13

7. 工事共通

(1) 準備工

- ① 作業場所における安全対策、作業手順や施工方法については事前に監督職員と十分協議を行うこと。

(2) 構造物撤去工

- ① 舗装切断作業により生じる汚濁水は、吸引により回収のうえ、公園区域外に搬出し適正に処理する。

(3) 仮設工

- ① 交通誘導警備員を配置する場合、各公安委員会が必要と認める路線・区間及び設計図書に記載のあった場合は、規制箇所毎に交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）1名以上配置するものとする。また、請負者は、交通誘導警備検定合格証の写しを監督職員に提出するものとする。

(4) 運搬工

- ① ヘリコプター運搬については、着手前に「ヘリコプターによる輸送業務の安全管理要領（自然環境整備担当参事官通知、平成 22 年 10 月 8 日）に基づき、輸送計画書（飛行計画及び安全管理計画等）を監督職員へ提出すること。
- ② ヘリコプター運搬の想定条件は、以下のものとする。

8. 基盤整備

- (1) 以下の構造物については、撤去材を再利用することを前提にき損させないよう十分注意し撤去するとともに、現場内で保管すること。保管場所は監督職員と協議すること。

①構造物種類：縁石、石張舗装、園路側溝、苑名標識、解説標識、注意標識、ベンチ

9. 植栽

- (1) 植栽後に、防寒・対乾燥養生等が必要となった場合は、監督職員と協議する。
- (2) 支柱丸太の防腐処理は以下のとおりとする。
 - ①防腐処理：有・無
 - ②防腐処理方法：

(3) 張芝部の客土（床土・目土）は、以下の条件のものとする。

①客土材：

(4) 植栽の詳細位置は監督職員の立会により決定するものとする。

10. 施設整備

(1) 石材・平板・レンガ・タイル等を材料とする以下の舗装については、設計図に基づいて割り付け図を作成し（伸縮目地を含む）、監督職員の承諾を得る。

①舗装種類：

(2) 以下の舗装については、試験施工を行い監督職員の承諾を得なければならない。

①舗装種類：透水性自然色アスファルト舗装

(3) コンクリート舗装の端部及び角部は、図面に記載のない限り面取りを施すこととし、面取り幅等については監督職員と協議する。

(4) 施設の設置にあたり樹木の抜根・根切は可能な限り行わないこと。施工に支障となる樹木等が設計舗装路上に存在する場合は、監督職員と協議の上で詳細位置を決定すること。

11. その他

(1) 車両等の進入は、「樫木口」を基本とするが、その他の工事用出入口としては「今出川口」及び「富小路口」に養生を実施したうえで利用することができる。その他の車両・機材の進入が必要な場合は監督職員と協議すること。

(2) 利用状況等により、施工時期に制約がある場合がある。詳細は監督職員と協議すること。

(3) 協議の結果、本工事の対象及び数量を変更する場合がある。必要に応じて設計変更の対象とする。

(4) 測量誤差に起因する地盤高さ及び距離等の軽微な変更は、監督職員と協議する。協議の結果は、記録し、監督職員へ提出する。なお、これらは原則として現場処理とする。

(5) 設計図書に疑義が生じた場合又は、明示のない場合は、監督職員と協議のうえ、内容を確定すること。

(6) 検討の結果、本工事の内容及び数量を変更することがあるので、監督職員と協議すること。